

被災代替家屋に係る固定資産税・都市計画税特例申告書

令和 年 月 日

代替家屋所在市町長 へ

(申告者)

氏名又は名称

〒

住所又は所在地

電話番号

個人番号又は法人番号
(右詰で記載)

令和3年7月の大雨災害により滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものとして取得し、又は当該損壊した家屋を改築したため、地方税法第352条の3又は第702条の4の2の規定に基づく減額について、下記のとおり申告します。

記

1. 代替家屋の状況

(納税義務者) 所有者	氏名(名称)	被災家屋の所有者との関係 ()		
	住(居)所(所在地)	〒 -		
代替家屋	所在地			
	家屋番号		床面積	m ²
	共有持分	/	種類(用途)	
	取得・改築年月日	年 月 日	構造	
	取得・改築の状況	<input type="checkbox"/> 新築家屋の取得 <input type="checkbox"/> 既存家屋の取得 <input type="checkbox"/> 被災家屋の改築 <input type="checkbox"/> その他 ()		

2. 被災家屋の状況

(納税義務者) 所有者	氏名(名称)					
	住(居)所(所在地)					
被災家屋	所在地	(家屋番号:)				
	種類(用途)		床面積	m ²	共有持分	/
	備考					

- 「代替家屋」とは、令和3年7月の大雨災害により滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものとして取得した家屋、又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該家屋をいいます。
- 「被災家屋」とは、令和3年7月の大雨災害により滅失し、又は損壊した家屋をいいます。
- 申告書は、1棟(区分所有家屋の場合は住戸)ごとに作成してください。
- 特例の適用要件及び必要な添付書類については、裏面を御覧ください。

特例の適用要件

令和3年7月の大雨災害により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得した家屋に係る固定資産税・都市計画税の特例の適用要件は、次のとおりです。

1. 軽減内容

被災代替家屋を取得した年の翌年から4箇年度分について、被災家屋の床面積相当分の固定資産税及び都市計画税の税額を2分の1に減額します。なお、一部取り壊しの上で増築する場合は、被災により一部滅失及び一部取り壊し部分の床面積相当分の固定資産税及び都市計画税の税額を2分の1に減額します。

※固定資産税上の改築とは、建築基準法上の改築とは異なり、家屋の基礎と柱以外の全てを取り替えるような「被災前への現状復旧修繕を超える大規模な修繕等」をいいます。

2. 適用対象者

- (1) 被災家屋の所有者（当該被災家屋が共有名義の場合は、その共有者を含みます。）
- (2) 被災家屋の所有者から相続が生じた場合は、その相続人
- (3) 代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族
- (4) 法人である被災家屋の所有者に合併又は分割が生じた場合は、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人等

※ 被災家屋の所有者とは、令和3年7月1日現在の所有者をいいます。（被災時点で家屋を所有しておらず、被災後に新たに取得した場合は対象となりません。）

3. 特例の認定要件（全ての要件に該当することが必要です。）

- (1) 被災家屋に代わるものとして取得又は改築した家屋であること。
- (2) 被災家屋と種類（用途）又は使用目的が同一であること。
- (3) 令和3年7月1日から令和8年3月31日までの間に取得し、又は改築した家屋であること。

※ 原則として、り災証明書の判定が「準半壊に至らない（一部損壊）」以上であること。

4. 申告書の提出期限及び提出先

代替家屋を取得又は改築した年の翌年の1月31日までに、熱海市役所税務課課税室へ提出してください。

添付書類（申告内容により必要書類が異なります。）

1. 被災家屋が令和3年7月の大雨災害により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

⇒ り災証明書の写し又は減免決定通知書の写し

（本市に被災代替家屋を取得された場合は不要です。）

2. 被災代替家屋の所有者が、被災家屋の所有者の相続人であること、または被災家屋の所有者と同居する三親等以内の親族であることが分かる書類

⇒ 戸籍謄本の写し等

3. 合併または分割により設立された法人であることが分かる書類

⇒ 法人の登記事項証明書の写し

※ 必要に応じて上記以外の書面を提出していただく場合があります。

※ 市町村により認定要件等が異なる場合がございますので、取得家屋所在市町村に御確認ください。

※ 虚偽の申告があった場合は、被災代替家屋の特例を取り消すことがあります。